



県 章

# 沖縄県公報

定期発行日

毎週火・金曜日

(当日が県の休日に  
当たるときは休刊とする。)

## 目 次

### 告 示

- 民有保安林の指定（森林管理課） ..... 1
- 民有保安林の指定の解除・2件（森林管理課） ..... 1
- 建設工事請負契約約款の一部を改正する告示（技術・建設業課） ..... 2

### 公 告

- 建設業者の許可の取消し（技術・建設業課） ..... 2
- 特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告（警察本部運転免許課） ..... 4
- 特定調達契約に係る一般競争入札の公告（警察本部運転免許課） ..... 5

### 収用委員会事項

- 使用の裁決手続開始の決定 ..... 7
- 収用の裁決手続開始の決定 ..... 8

## 告 示

### 沖縄県告示第252号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

平成30年 5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 保安林の所在場所 石垣市字伊原間東原122番1
  - 2 指定の目的 潮害の防備
  - 3 指定施業要件
    - (1) 立木の伐採の方法
      - ア 主伐は、択伐による。
      - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
      - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
    - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を沖縄県農林水産部森林管理課及び沖縄県八重山農林水産振興センター農林水産整備課において縦覧に供する。）

### 沖縄県告示第253号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。

平成30年 5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 国頭郡恩納村字安富祖宜志富原1939番14
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 河川管理施設用地とするため

**沖縄県告示第254号**

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する。  
平成30年 5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 解除に係る保安林の所在場所 南城市玉城字玉城二番堂原1番1、1番2
- 2 保安林として指定された目的 潮害の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

**沖縄県告示第255号**

建設工事請負契約約款の一部を改正する告示を次のように定める。  
平成30年 5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

**建設工事請負契約約款の一部を改正する告示**

建設工事請負契約約款（平成9年沖縄県告示第317号）の一部を次のように改正する。

第3条の見出しを「（工程表及び請負代金内訳書）」に改め、同条第2項及び第3項を次のように改める。

- 2 発注者は、前項の工程表を受け取ったときは、直ちにこれを審査し、不相当と認めたときは、その理由を明示し、期日を指定して再提出を求めることができる。
- 3 受注者は、発注者が請負代金内訳書の提出を求めたときは、これに応じなければならない。この場合において、請負代金内訳書には、健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に係る法定福利費を明示するものとする。

**附 則**

（施行期日）

- 1 この告示は、平成30年6月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の建設工事請負契約約款の規定は、平成30年6月1日以後に締結される契約について適用し、同日前に締結した契約については、なお従前の例による。

**公 告**

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項の規定により、建設業者の許可を次のとおり取り消した。

平成30年 5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 (1) 処分をした年月日 平成30年4月6日
- (2) 商号名 有限会社トーワ
- (3) 代表者名 當眞恵美
- (4) 所在地 うるま市川田331番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-29）第8986号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月20日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業を廃止した旨の届出があった。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成30年4月6日
- (2) 商号名 周電気
- (3) 代表者名 安次富勝芳
- (4) 所在地 沖縄市美里仲原町16番15号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可（般-25）第11405号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し

- (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月23日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 3(1) 処分をした年月日 平成30年4月13日
- (2) 商号名 有限会社ナカムラ造園土木
- (3) 代表者名 仲村弘喜
- (4) 所在地 金武町字屋嘉2432番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(特-27)第8860号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月19日付けで、建設業法第12条に基づき建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業を廃止した旨の届出があった。
- 4(1) 処分をした年月日 平成30年4月17日
- (2) 商号名 有限会社永大建設
- (3) 代表者名 福原宏子
- (4) 所在地 宮古島市伊良部字国仲168番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第5899号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち管工事業及び造園工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月28日付けで、建設業法第12条に基づき管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があった。
- 5(1) 処分をした年月日 平成30年4月17日
- (2) 商号名 株式会社はーとほーむ産業
- (3) 代表者名 比嘉敏
- (4) 所在地 名護市宇宇茂佐1522番地
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第11545号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち塗装工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月3日付けで、建設業法第12条に基づき塗装工事業を廃止した旨の届出があった。
- 6(1) 処分をした年月日 平成30年4月17日
- (2) 商号名 有限会社平田工房
- (3) 代表者名 平田浩克
- (4) 所在地 西原町字小那覇1478番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-27)第10803号
- (6) 処分の内容 許可した業種のうち大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月5日付けで、建設業法第12条に基づき大工工事業を廃止した旨の届出があった。
- 7(1) 処分をした年月日 平成30年4月18日
- (2) 商号名 大嶺設備工業
- (3) 代表者名 大嶺斉
- (4) 所在地 沖縄市美里三丁目16番16号
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-25)第11384号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年3月22日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。
- 8(1) 処分をした年月日 平成30年4月24日
- (2) 商号名 U n i ・ 工房
- (3) 代表者名 末吉貞博
- (4) 所在地 浦添市西原一丁目4番16号松建第二ビル101
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-26)第12622号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月4日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の

届出があった。

- 9 (1) 処分をした年月日 平成30年5月9日
- (2) 商号名 松原工業
- (3) 代表者名 松原恭兵
- (4) 所在地 浦添市字経塚795番地1
- (5) 許可番号 沖縄県知事 許可(般-28)第13155号
- (6) 処分の内容 建設業の許可の取消し
- (7) 処分の原因となった事実 平成30年4月11日付けで、建設業法第12条に基づき建設業を廃止した旨の届出があった。

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)の適用を受ける契約の一般競争入札に参加できる者の資格、申請方法等について、次のとおり公告する。

平成30年5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

- 1 調達する物品等の種類 運転者管理システム用電子計算機等の賃貸借
- 2 一般競争入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者とする。
  - (1) 営業年数が平成30年4月1日現在において3年以上であること。
  - (2) 法人にあつては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額が500万円以上であること。
  - (3) 従業員の数が5人以上であること。
  - (4) 電気通信機器類等(電気通信機器類、OA機器類及びアプリケーションソフト類をいう。以下同じ。)の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有していること。
- 3 一般競争入札に参加することができない者 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項に規定する者及び同条第2項各号のいずれかに該当すると認められる者で、その事実があった後3年間の範囲内で知事が定める入札参加停止期間を経過していないもの
- 4 申請の方法等
  - (1) 申請の方法 この公告による一般競争入札の参加資格(以下「入札参加資格」という。)の登録を申請する者は、次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を直接又は書留郵便により(2)に掲げる場所に提出するものとする。
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書
    - イ 法人にあつては、登記事項証明書
    - ウ 個人にあつては、本籍地の市町村長の発行する身元(分)証明書
    - エ 直近の貸借対照表、損益計算書その他の財産及び損益の状況を示す書類
    - オ 入札参加資格の登録を申請する日前の直近2年間の都道府県民税及び事業税に関し滞納がないことを証する書類
    - カ 電気通信機器類等の賃貸又は販売に関し直近2事業年度以上の営業実績を有することを証する書類
  - (2) 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段、申請書等の提出場所並びに申請に関する問合せ先
    - ア 一般競争入札参加資格登録申請書等の配付場所及び入手するための手段 イの場所で配付
    - イ 申請書等の提出場所及び申請に関する問合せ先 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000(内線542)
  - (3) 申請書等の受付期間 この公告の日から平成30年6月25日(月曜日)まで(土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例(昭和49年沖縄県条例第42号)第2条に定める慰霊の日を除く。)とし、受付時間はそれぞれの日の午前9時から午後5時までとする。
  - (4) 申請書等に使用する言語及び通貨
    - ア 言語 日本語
    - イ 通貨 日本国通貨
- 5 入札参加資格の審査結果 直接又は郵便により通知する。
- 6 入札参加資格の有効期間 入札参加資格を付与された日から平成31年3月31日(日曜日)までとする。
- 7 入札参加資格に係る登録事項の変更 入札参加資格を有する者は、当該入札参加資格の有効期間内に次

に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、資格申請事項変更届を提出しなければならない。

- (1) 商号又は名称
- (2) 住所又は所在地
- (3) 氏名（法人にあっては、代表者の氏名）
- (4) 使用印鑑
- (5) 法人にあっては、資本金、基本金その他これらに準ずるものの額
- (6) 電話番号

#### 8 入札参加資格の取消し等

- (1) 入札参加資格の取消し等 入札参加資格を有する者が、3に掲げる者に該当するに至った場合においては、当該入札参加資格を取り消し、又はその事実があった後、県が定める期間は競争入札に参加させない。
- (2) 入札参加資格の取消しの通知 入札参加資格を取り消したときは、当該取り消された入札参加資格を有していた者にその旨を通知する。

#### 9 入札参加資格の適用範囲 この公告で定める入札参加資格は、沖縄県が実施する運転者管理システム用電子計算機等の賃貸借に係る一般競争入札に限り、適用する。

沖縄県が発注する物品等の調達契約のうち、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受けるものについて一般競争入札（以下「入札」という。）に付するので、次のとおり公告する。

平成30年5月29日

沖縄県知事 翁 長 雄 志

#### 1 入札に付する事項

- (1) 調達する物品等の名称及び数量 運転者管理システム用電子計算機等の賃貸借 一式
- (2) 調達する物品等の特質等 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 納入の期限 平成30年12月31日（月曜日）
- (4) 納入の場所 入札説明書及び仕様書による。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格及び資格に関する文書を入手するための手段

- (1) 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。
  - ア 平成30年5月29日付け沖縄県公報定期第4646号掲載の特定調達契約に係る一般競争入札の参加資格及び申請方法等についての公告による運転者管理システム用電子計算機等の賃貸借に係る入札参加資格を有すると認められた者
  - イ 運転者管理システム用電子計算機等の設置及び設定を円滑に行うことができること並びに当該運転者管理システム用電子計算機等に障害が発生した場合において、通報後、汎用電子計算機については1時間以内、その他機器については3時間以内に技術者を派遣し対応ができることを証明した体制証明書を平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出した者
  - ウ 納入しようとする運転者管理システム用電子計算機等の機能等証明書を平成30年6月25日（月曜日）午後5時までに3(2)の場所に提出し、当該運転者管理システム用電子計算機等を納入の期限までに納入することができることを証明した者

- (2) 資格に関する文書を入手するための手段 3(2)の場所で配付

#### 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査を申請する時期及び場所

- (1) 時期 この公告の日から平成30年6月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに沖縄県慰霊の日を定める条例（昭和49年沖縄県条例第42号）第2条に定める慰霊の日（以下「慰霊の日」という。）を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部交通部運転免許課 〒901-0225 豊見城市字豊崎3番22 電話番号098-851-1000（内線542）

#### 4 契約条項を示す期間及び場所

- (1) 期間 この公告の日から平成30年6月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時30分から午後6時まで
- (2) 場所 沖縄県警察本部警務部会計課（10(2)の場所）

## 5 入札執行の日時及び場所

- (1) 日時 平成30年7月10日（火曜日）午後2時
- (2) 場所 沖縄県警察本部庁舎4階会計課入札室

## 6 入札保証金 見積る契約金額の100分の5以上の金額を5(1)の日時までには沖縄県警察本部庁舎4階会計課に納付すること。ただし、次の(1)又は(2)のいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。

- (1) 保険会社との間に沖縄県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、その証書を提出する場合
- (2) 国（独立行政法人、公社及び公団を含む。以下同じ。）又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結した実績を有し、これらのうち過去2箇年の間に履行期限が到来した2以上の契約を全て誠実に履行したことを国又は沖縄県若しくは沖縄県以外の地方公共団体が証明する書類を提出する場合

## 7 入札の無効 次の入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 同一人が同一事項についてした2通以上の入札
- (3) 2人以上の者から委任を受けた者が行った入札
- (4) 入札書の表記金額を訂正した入札
- (5) 入札書の表記金額、氏名、印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明な入札
- (6) 入札条件に違反した入札
- (7) 連合その他不正の行為があった入札
- (8) 入札保証金が所定の金額に達しない者が行った入札

## 8 入札説明書及び仕様書の交付

- (1) 入札説明書及び仕様書を交付する期間 この公告の日から平成30年6月25日（月曜日）まで（土曜日及び日曜日並びに慰霊の日を除く。）のそれぞれの日の午前9時から午後5時まで
- (2) 入札説明書及び仕様書を交付する場所 3(2)の場所

## 9 落札者の決定の方法

- (1) 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち開札に立ち会わないもの又はくじを引かないものがあるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

## 10 契約事務を担当する部局等の名称及び所在地

- (1) 名称 沖縄県警察本部警務部会計課
- (2) 所在地 〒900-0021 那覇市泉崎1丁目2番2号 電話番号098-862-0110（内線2242）

## 11 契約の手続において使用する言語及び通貨

- (1) 言語 日本語
- (2) 通貨 日本国通貨

## 12 その他必要な事項

- (1) 入札書の提出の方法 入札書は、郵送による場合を除き、5(1)の日時に5(2)の場所へ持参すること。電報及び電送による入札は、認めない。
- (2) 郵送による入札を希望する場合の入札書の提出の期限及び方法
  - ア 期限 平成30年7月9日（月曜日）午後6時
  - イ 方法 簡易書留郵便により10(2)の場所に提出すること。
- (3) 入札説明会の日時及び場所
  - ア 日時 平成30年6月5日（火曜日）午後4時
  - イ 場所 沖縄県警察本部庁舎4階402会議室
- (4) 最低制限価格 設定しない。
- (5) その他 詳細は、入札説明書による。

## 13 Summary

- (1) Names and quantities of the products to be leased

- Lease of general-purpose electronic computers for the drivers management system:1 set
- (2) The characteristics of the products to be leased  
Refer to the bid instruction and the specification document.
- (3) Pre-bid meeting  
Date and time:16:00 Tuesday, June 5, 2018  
Place:Conference Room 402, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (4) How to submit the bid document  
Due date and time:14:00 Tuesday, July 10, 2018  
Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.  
\* We do not accept bid documents sent by telegrams or electrical transmissions.
- (5) How to submit the bid document by postal service  
Due date and time:18:00 Monday, July 9, 2018  
Handling division:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ  
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan  
Phone:098-862-0110(Ext. 2242)  
\* The bid document must be delivered by registered mail to the handling division.
- (6) Bid opening  
Date and time:14:00 Tuesday, July 10, 2018  
Place:Bidding Room of Finance Division, 4th Floor of Okinawa Prefectural Police HQ bldg.
- (7) Handling division  
Organization:Finance Division, Police Administration Department, Okinawa Prefectural Police HQ  
Location:1-2-2 Izumizaki, Naha City, Okinawa Prefecture, 900-0021 Japan  
Phone:098-862-0110(Ext. 2242)

## 収用委員会事項

### 沖縄県収用委員会告示第5号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり使用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年5月29日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 国土交通大臣
- 2 事業の種類 一般国道58号改築工事（名護東道路・沖縄県名護市字世富慶前平原地内から同市字数久田平良石原地内まで）
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積（㎡）		使用しようとする土地の面積（㎡）	備考
		登記簿	現況	登記簿	実測		
名護市字数久田平良石原	1269番	畑	原野	11,625	11,635.62	1,899.44	注

注 使用しようとする土地の区域は、別紙図面表示のKP1、KP2、TL48、TL49、TL50、TL51、TL52、KP3、KH31、KP4、TR53、TR52、TR51、TR50、TR49及びKP1の各点を順次結ぶ直線で囲まれた区域である。（別紙図面は、省略する。）

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
比嘉孝心	名護市字数久田48番地

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年 5月10日

**沖縄県収用委員会告示第6号**

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により、次のとおり収用の裁決手続の開始を決定した。

平成30年 5月29日

沖縄県収用委員会

- 1 起業者の名称 沖縄県
- 2 事業の種類 那覇広域都市計画道路事業 3・4・8号パイプライン線
- 3 裁決手続の開始を決定した土地の表示

所在	地番	地目		地積 (㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		登記簿	現況	登記簿	実測	
浦添市伊祖五丁目	504番 1	雑種地	宅地	138	138.39	当初認可部分 128.73、 変更認可部分 9.66
浦添市伊祖五丁目	501番 4	雑種地	宅地	2.50	2.92	2.92

- 4 土地所有者の氏名及び住所

氏名	住所
株式会社ちとせ印刷 代表取締役 安里正男	浦添市牧港二丁目 1番 5号

- 5 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及びその権利の種類 なし
- 6 裁決手続の開始を決定した年月日 平成30年 5月10日

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074	印刷所 株式会社 国際印刷 〒901-0147 那覇市宮城1丁目13番9号
---	--